

山岳関係者 各位

山梨県観光文化部長
(公印省略)

登山道、遊歩道への立ち入りについて（依頼）

日頃より、本県の観光振興並びに安全登山の推進について、格別の御配慮と御協力を賜り感謝申し上げます。

現在、本県においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、登山道、遊歩道への立ち入りをお控えいただくよう依頼しておりますが、この度、国において緊急事態宣言の実施期間が5月31日（日）まで延長されました。

県では、山岳地域に居住する方々への感染防止、また、登山道、遊歩道等での遭難、怪我などに対する山岳救助が通常より難しいことや医療体制への多大な負担を考慮し、下記のとおり登山道、遊歩道への立ち入りの自粛要請期間を延長することといたしました。

つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、貴団体の構成員等の皆様におかれましては、周知について御協力いただきますようお願いいたします。

○ 登山の自粛要請期間（延長期間）

令和2年5月7日（木）～令和2年5月31日（日）まで

※ 自粛要請期間については、国において今月14日（木）を目途に緊急事態宣言の期間について再検討することが示されているため、県においても、国の発表を受けて再検討を行います。その結果により、上記要請期間を変更する場合があります。

山梨県観光文化部観光資源課
南アルプス・山岳観光担当 増子
(TEL) 055-223-1576
県庁内線 4303
(FAX) 055-223-1558